

(証券コード 3738)

平成22年6月9日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号
株 式 会 社 テ ィ ー ガ イ ア
代表取締役社長 宮 崎 重 則

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使していただくことができますので、後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成22年6月23日（水曜日）午後5時45分までに到着するよう折返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年6月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都目黒区三田一丁目4番1号
ウェスティンホテル東京 地下1階 「楓の間」
(会場が昨年と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図
をご参照くださいますようお願い申し上げます。)
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 第19期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.t-gaia.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、世界的な景気低迷が長期化する中、新興国の経済成長に下支えされた世界経済の持ち直しや大企業を中心とした在庫調整、政府の経済対策の効果もあり、輸出や生産の一部に持ち直しの動きが見られました。しかしながら、企業収益の低迷や雇用不安は依然として続いており、さらにはデフレの進行もあり、引き続き厳しい状況にありました。

当社の主な事業分野である携帯電話市場におきましては、データ通信カード端末によるモバイルブロードバンド市場やスマートフォン等の販売に一部活気が見られたものの、割賦販売方式等による販売価格の高止まりや景気停滞による個人消費の低迷が影響したことから、端末の買い替えサイクルが長期化し、販売環境は厳しいものとなりました。

この結果、当事業年度における市場全体の携帯電話の純増数は469万台(前期比1.4%減)となり、累計契約数は1億1,218万台と前期末(平成21年3月末日)比4.4%増となりました。事業者別では、平成22年3月末日時点での累計契約数は、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ5,608万台、KDDIグループ3,187万台、ソフトバンクモバイル(株)2,187万台、イー・モバイル(株)235万台となっております(社団法人電気通信事業者協会発表データ)。

このような厳しい事業環境下ではありましたが、当社は、全ての事業部門別セグメントにおいて、経営統合(注1)が前事業年度と比較した場合の業績向上に寄与しております。

モバイル事業においては、前述のとおり厳しい販売環境となりましたが、割賦販売方式等は買い替えサイクルの長期化と同時に価格の安定化をもたらしました。さらに、経営統合による業務の効率化と規模の拡大も寄与し、売上高、営業利益は増加いたしました。

ネットワーク事業においては、マイラインサービスの獲得は市場の成熟化に伴い低調に推移いたしました。一方、FTTH 等光回線サービスにおいては、代理店網の強化や拡販施策が功を奏し販売が増加いたしました。さらに、経営統合による規模の拡大が寄与し、売上高、営業利益は増加いたしました。

プリペイド決済サービス事業他（注2）では、前期に行われた大手コンビニエンスストア販路の拡大と経営統合により、売上高、営業利益は増加いたしました。

この結果、当事業年度の売上高は5,660億57百万円（前期比31.2%増）、営業利益は151億93百万円（前期比22.5%増）、経常利益は149億68百万円（前期比25.1%増）、当期純利益は81億35百万円（前期比27.8%増）となりました。

（注1）

当社は、業容拡大、企業価値向上のため、平成20年10月1日付で㈱テレパークと㈱エム・エス・コミュニケーションズを経営統合し、商号を「㈱ティーガイア」に変更しております。

従いまして、前事業年度の業績は、㈱テレパークの第2四半期累計期間業績に㈱ティーガイアの下期業績を合算したものとなっております。

（注2）

当事業年度より一部事業部門別セグメントの名称を変更しております。前期よりPIN（Personal Identification Number）販売システムを利用した商品販売およびプリペイド携帯関連商品等を「決済サービス事業他」とし、セグメントを新設しましたが、より適切に事業内容を表すことを目的として「プリペイド決済サービス事業他」に名称を変更いたしました。なお、名称を変更したのみで、セグメントの範囲に変更はありません。

事業別の状況は次のとおりであります。

**【モバイル事業】**

代理店営業・法人営業の強化、ショップ販路の最適化等に注力しましたが、割賦販売方式等や景気停滞による消費マインドの低下の影響に起因する買い替えサイクルの長期化により、販売台数は低調に推移いたしました。一方、割賦販売方式等は、販売価格の安定化による採算性の向上をもたらしました。さらには、経営統合による業務の効率化と規模の拡大もあったことで、端末販売台数は携帯電話513万台、PHS 1万9千台となり、売上高は4,902億17百万円（前期比30.5%増）、営業利益は115

億34百万円（前期比21.6%増）となりました。

**【ネットワーク事業】**

マイラインサービスの獲得は市場の成熟化に伴い低調に推移したものの、FTTH等光回線サービスの販売は、有力代理店を中心とする販売体制の整備・拡充や直販での提案営業の強化、他社とのアライアンス等、加入促進策を積極的に実施した結果増加いたしました。さらに、経営統合による規模の拡大が寄与し、売上高は205億29百万円（前期比40.3%増）、営業利益は31億4百万円（前期比31.2%増）となりました。

**【プリペイド決済サービス事業他】**

PIN (Personal Identification Number) 販売システムを利用した事業において、前期に増加した大手コンビニエンスストア販路の取扱店舗の認知度が向上したことや、経営統合もあり、売上高は553億11百万円（前期比35.1%増）となりました。一方、プリペイド用携帯電話端末の取扱高が減少したことやシステム投資等もあったことで営業利益は5億53百万円（前期比0.7%増）に留まりました。

② 設備投資の状況

**【モバイル事業関連】**

モバイル事業関連では、携帯電話端末の更なる販売強化の一環として、主に全国の携帯電話販売ショップの改装費・調度品の購入代金等に総額6億72百万円投資いたしました。

**【システム関連】**

営業システムの強化、統合にかかるシステムインフラ整備等に5億54百万円投資いたしました。

**【その他】**

組織再編等による事務所の改装に62百万円、その他器具備品に38百万円投資いたしました。

③ 資金調達の状況

所要資金は自己資金ならびに金融機関からの借入により調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式の取得および吸収合併等の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

| 区 分             | 平成18年度<br>第16期 | 平成19年度<br>第17期 | 平成20年度<br>第18期 | 平成21年度<br>第19期(当期) |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|--------------------|
| 売 上 高 (百万円)     | 355,401        | 371,176        | 431,331        | 566,057            |
| 経 常 利 益 (百万円)   | 7,330          | 7,387          | 11,965         | 14,968             |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 4,115          | 4,191          | 6,364          | 8,135              |
| 1株当たり当期純利益 (円)  | 12,507.49      | 12,721.50      | 15,422.68      | 15,878.52          |
| 総 資 産 (百万円)     | 71,701         | 91,000         | 148,420        | 147,390            |
| 純 資 産 (百万円)     | 16,116         | 18,619         | 25,946         | 31,061             |
| 1株当たり純資産額 (円)   | 48,945.33      | 56,499.38      | 50,640.54      | 60,619.37          |
| 自己資本比率 (%)      | 22.5           | 20.5           | 17.5           | 21.1               |
| 自己資本利益率 (%)     | 27.9           | 24.1           | 28.6           | 28.5               |

第16期は、モバイル事業では、従来より傘下代理店および家電量販店など販売網の拡充に注力してきたところに、予てより予定されておりましたモバイル・ナンバー・ポータビリティ制度の導入に合わせて各通信事業者が新機種を投入したため、高機能端末を中心に販売を伸ばすことができ過去最高の販売台数となりました。一方、ネットワーク事業では、前期獲得のマイライン回線に関わるボリュームインセンティブ等の確定額がほぼ前期並みにあったことに加え、FTTH等光回線に関わる取り扱いが順調に推移し利益に貢献しました。この結果、売上高は3,554億1百万円、経常利益は73億30百万円、当期純利益は41億15百万円となりました。

第17期は、モバイル事業では、既存販路の拡大に加え、平成19年10月31日にテレコム三洋㈱の全発行済株式を取得し、当社の100%子会社としました。また、同社の直営店および代理店網の獲得による販売網の拡充や物流・在庫管理の一元化等による総合的な企業価値の拡大に取り組みました。一方、ネットワーク事業では、FTTH等光回線サービス市場の成長鈍化等により利益が減少しました。この結果、売上高は3,711億76百万円、経常利益は73億87百万円、当期純利益は41億91百万円となりました。

第18期は、モバイル事業では、割賦販売方式等の浸透に伴う販売価格の上昇と景気後退による消費マインドの低下等により、販売台数は低調に推移したものの、割賦販売方式等は販売価格の上昇と同時に価格の安定化をもたらし、これに経営効率の向上等も寄与し、営業利益は増加しました。ネットワーク事業では、FTTH等光回線サービスの販売は増加したものの、マイラインサービスの獲得は、市場の成熟化に伴い低調に推移いたしました。一方、決済サービス事業では、大手コンビニエンスストア販路の拡大により売上高および利益が増加しました。この結果、売上高は4,313億31百万円、経常利益は119億65百万円、当期純利益は63億64百万円となりました。

第19期は、1. (1) ①「事業の経過および成果」に記載のとおりです。

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

- ① 既存事業の基盤強化と成長への取組み  
当社の主要な事業分野である、携帯電話業界および固定電話業界は、市場の成熟化に加え、通信事業者間、販売代理店間等における競争激化等により、厳しい事業環境が続いております。  
当社はこのような事業環境下、統合効果の更なる実現と一層の業務効率化を推進しながら、当社が持つ資金力、組織力、情報力等の有効活用による既存事業の基盤強化と成長に向けた施策に全社的に取り組むことが最重要課題であると認識しております。  
具体的には、以下を中心とした活動に取り組んでまいります。

#### 【モバイル事業】

販売網の最適化による販売効率の向上を実現するとともに、販売品質の向上や多様な周辺商材の販売にも努めてまいります。さらに、法人に対する提案型営業の強化や、スマートフォン、データ通信カード端末の拡販等に対して積極的に取組み、2台目需要喚起に向けた対応を図ります。

加えて、M&A等による更なる規模の拡大を目指してまいります。

#### 【ネットワーク事業】

FTH等光回線獲得の増加とともに、FMC（固定網と移動網の融合）サービス市場やNGN（次世代ネットワーク）市場の動向を見据えた展開を図っていきます。

加えて、既存販路網を活用できる新規商材の開拓にも取り組んでまいります。

#### 【プリペイド決済サービス事業他】

PIN販売システムを利用した電子マネー等の電子決済サービスにて、商品の拡充により更なる拡大を目指すとともに、既存商材以外の電子決済サービスにも積極的に取り組んでまいります。

#### 【海外事業および新規事業の展開】

当事業年度に中国、インド、タイ等のアジア各国の市場調査やインドのモバイル市場向けのコンテンツ・サービスの配信、アプリケーション開発

等を手がける(株)ゼロ・サムへの出資を実行いたしました。

今後も、将来の収益の柱となり得る海外事業および新規事業に積極的に経営資源を投入してまいります。

#### ② コンプライアンス

当社は法令遵守および倫理維持を業務遂行上の最重要課題のひとつとして位置付け、「コンプライアンス委員会」にて、コンプライアンスに関わる諸問題を討議し、改善活動に繋げております。更に、コンプライアンスの常設推進組織としてコンプライアンスグループを設置しており、個人情報保護の体制整備も含めたコンプライアンス体制整備と社内啓蒙活動等を通じ有効性の維持・向上を図っております。

当社は「コンプライアンス規程」において、全役員および全従業員に対してコンプライアンスに関する当社の指針を示しております。また、コンプライアンス違反およびリスク情報の早期把握のために従業員の相談窓口として、社内および社外にコンプライアンスに関する報告・相談ルートを複数設置しております。

#### ③ リスク管理

リスクの全社横断的・包括的な把握、即時性を備えた対応および再発防止等を行う体制として、「リスク管理委員会」を設置しており、管理強化に加え、能動的にリスクをコントロールすることにより、当社の企業価値の維持・拡大を積極的に図っております。

また、金融商品取引法、適時開示規則等に基づく情報開示を適正に実現する観点から、「情報開示委員会」にて、公表開示内容の検討ならびにその正確性の検証を行っております。

#### ④ コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスの強化は当社の最重要課題の一つです。会社法ならびに金融商品取引法に基づく内部統制に対応すべく、「財務報告に係る内部統制の構築および評価に関する基本方針」および「財務報告に係る内部統制評価規程」を制定し、実施計画書に従って適切な財務報告を行う内部統制を構築してまいりました。引き続き、「内部統制委員会」を中心に内部統制システムの充実に取り組んでいきます。

なお、業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、「6. 業務の適正を確保するための体制」に記載しております。

(5) 主要な事業内容 (平成22年3月31日現在)

- モバイル事業 : 携帯電話およびPHS等の通信サービスの加入取次、携帯電話等の端末販売等
- ネットワーク事業 : 固定電話回線の通信サービス利用に関する契約取次
- プリペイド決済 : PIN販売システムを利用した電子決済ビジネスの流通サービス事業他
- 業、プリペイド携帯電話商品販売、モバイルコンテンツビジネス等

(6) 主要な営業所 (平成22年3月31日現在)

- 本 社 東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号
- 西日本支社 大阪府大阪市浪速区湊町一丁目4番38号
- 東海支社 愛知県名古屋市中区錦一丁目11番11号
- 九州支社 福岡県福岡市博多区祇園町7番20号
- 北海道支店 北海道札幌市中央区大通西八丁目2番地
- 東北支店 宮城県仙台市青葉区本町二丁目15番1号
- 新潟支店 新潟県新潟市中央区上所一丁目1番24号
- 長野支店 長野県長野市栗田991番地1
- 北陸支店 石川県金沢市広岡三丁目1番1号
- 中国支店 広島県広島市中区中町8番12号
- 四国支店 香川県高松市兵庫町8番地1

(7) 従業員の状況 (平成22年3月31日現在)

| 当期末従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------|--------|-------|--------|
| 1,104名  | 8名増    | 37.0歳 | 9.9年   |

(注) 従業員数には、社外から当社への出向者12名を含み、嘱託社員・契約社員・派遣社員・アルバイト5,614名は含んでおりません。



(8) 主要な借入先の状況 (平成22年3月31日現在)

| 借入先           | 借入額 (百万円) |
|---------------|-----------|
| (株) 三井住友銀行    | 5,736     |
| 中央三井信託銀行(株)   | 4,668     |
| (株) みずほ銀行     | 3,736     |
| 三菱UFJ信託銀行(株)  | 2,668     |
| (株) 三菱東京UFJ銀行 | 2,300     |
| (株) 肥後銀行      | 1,312     |
| 明治安田生命保険(相)   | 1,040     |
| 住友信託銀行(株)     | 632       |
| (株) 百五銀行      | 600       |
| (株) 八十二銀行     | 200       |
| (株) 愛知銀行      | 200       |
| (株) りそな銀行     | 40        |
| 日本生命保険(相)     | 40        |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はございません。

## 2. 株式の状況（平成22年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 2,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 512,395株
- (3) 株主数 8,867名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株主名                           | 持株数      | 持株比率   |
|-------------------------------|----------|--------|
| 三井物産株式会社                      | 116,727株 | 22.78% |
| 住友商事株式会社                      | 116,727株 | 22.78% |
| 三菱商事株式会社                      | 116,727株 | 22.78% |
| 日本トラスティ・サービス<br>信託銀行株式会社（信託口） | 23,169株  | 4.52%  |
| 日本マスタートラスト<br>信託銀行株式会社（信託口）   | 15,831株  | 3.08%  |
| 株式会社光通信                       | 8,159株   | 1.59%  |
| ドイツ証券株式会社                     | 4,800株   | 0.93%  |
| NCT信託銀行<br>株式会社（投信口）          | 4,296株   | 0.83%  |
| 野村信託銀行<br>株式会社（投信口）           | 2,615株   | 0.51%  |
| 資産管理サービス信託銀行<br>株式会社（証券投資信託口） | 2,401株   | 0.46%  |

## 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成22年3月31日現在）
  - ① 平成16年6月25日開催の株主総会決議による新株予約権
    - ・新株予約権の数  
68個（新株予約権1個につき2株）
    - ・新株予約権の目的である株式の数  
136株

- ・新株予約権の払込金額  
払込を要しない。
- ・新株予約権の行使価額  
1株当たり 156,838円
- ・増加する資本金の額  
1株当たり 78,419円
- ・行使期間  
平成18年6月25日から平成26年6月24日まで
- ・新株予約権の行使の条件  
(注)
- ・当社役員の保有状況

|                   | 新株予約権の数 | 目的である株式の数 | 保有者数 |
|-------------------|---------|-----------|------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 68個     | 136株      | 2名   |
| 社外取締役             | —       | —         | —    |
| 監査役               | —       | —         | —    |

② 平成17年6月28日開催の株主総会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数  
104個 (新株予約権1個につき2株)
- ・新株予約権の目的である株式の数  
208株
- ・新株予約権の払込金額  
払込を要しない。
- ・新株予約権の行使価額  
1株当たり 179,500円
- ・増加する資本金の額  
1株当たり 89,750円
- ・行使期間  
平成19年6月28日から平成22年6月27日まで
- ・新株予約権の行使の条件  
(注)

・当社役員の保有状況

|                   | 新株予約権の数 | 目的である株式の数 | 保有者数 |
|-------------------|---------|-----------|------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 104個    | 208株      | 2名   |
| 社外取締役             | —       | —         | —    |
| 監査役               | —       | —         | —    |

(注) 権利を付与された者は、権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役または使用人であることを要します。ただし、権利行使期間中に任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合の退職により在籍しなくなった場合には、新株予約権割当契約に定める条件により権利を行使できるものとします。権利を付与された者が、権利行使期間の初日到来後に死亡した場合には、その相続人が新株予約権割当契約に定める条件により権利を行使できるものとします。また権利行使期間内においても行使可能な新株予約権の数については制限を設けており、権利行使開始の日より1年間は付与された新株予約権の数の3分の1まで、2年間は3分の2まで、2年経過後は全数につき権利行使が可能となっております。その他の条件は当社と被付与者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとします。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員の状況

##### (1) 取締役および監査役の状況（平成22年3月31日現在）

| 地 位           | 氏 名       | 担 当 お よ び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                       |
|---------------|-----------|----------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 会 長 | 宮 城 利 行   |                                                    |
| 代 表 取 締 役 社 長 | 宮 崎 重 則   | 執行役員社長                                             |
| 代 表 取 締 役     | 荻 野 耕 治   | 副社長執行役員<br>通信ネットワーク本部長                             |
| 代 表 取 締 役     | 清 原 良 高   | 副社長執行役員<br>モバイル営業統括本部長                             |
| 取 締 役         | 遠 藤 恭 一   | 専務執行役員管理第一本部長                                      |
| 取 締 役         | 木 村 政 昭   | 三菱商事(株)ヒューマンケア・メ<br>ディア本部消費者サービスユニット<br>マネージャー     |
| 取 締 役         | 竹 岡 哲 朗   | 住友商事(株)理事ネットワーク事業<br>本部長                           |
| 取 締 役         | 小 西 紳 一 郎 | 三井物産(株)情報産業本部<br>モバイル事業部長                          |
| 常 勤 監 査 役     | 嶋 田 正 敏   |                                                    |
| 常 勤 監 査 役     | 力 石 健     |                                                    |
| 監 査 役         | 遠 藤 元 一   | 東京霞ヶ関法律事務所所属弁護士                                    |
| 監 査 役         | 若 林 泰     | 三菱商事(株)ヘルスケア・流通サー<br>ビス本部 (株)ローソン理事執行役<br>員として出向中) |

- (注) 1. 取締役木村政昭、取締役竹岡哲朗、取締役小西紳一郎の3氏は、社外取締役であります。なお、取締役木村政昭氏は、平成22年5月1日付で業務執行取締役となりましたので、社外取締役ではなくなっております。
2. 監査役嶋田正敏、監査役力石健、監査役遠藤元一、監査役若林泰の4氏は、社外監査役であります。
3. 上記の他、当該事業年度に係る役員の重要な兼職状況は、以下のとおりであります。
- ・取締役竹岡哲朗氏は、住商情報システム(株)の社外取締役を兼務しております。
  - ・監査役遠藤元一氏は、アジア航測(株)の社外監査役を兼務しております。
4. 当社は、監査役遠藤元一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 事業年度中に退任した取締役および監査役

| 氏名   | 退任日        | 退任事由 | 退任時の地位・担当<br>および重要な兼職の状況            |
|------|------------|------|-------------------------------------|
| 高橋 修 | 平成21年6月25日 | 任期満了 | 社外取締役                               |
| 露口 章 | 平成21年6月25日 | 任期満了 | 社外取締役<br>住商情報システム㈱<br>代表取締役 副社長執行役員 |
| 西田純隆 | 平成21年6月25日 | 辞任   | 社外監査役<br>三菱商事㈱コーポレート部門付<br>業務統括室長   |

## (3) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

| 区分             | 支給人員      | 支給額           |
|----------------|-----------|---------------|
| 取<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(-) | 179百万円<br>(-) |
| 監<br>(うち社外監査役) | 3<br>(3)  | 44<br>(44)    |
| 合 計            | 8         | 223           |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 取締役の報酬限度額は、平成20年6月26日開催の第17回定時株主総会において年額3億円以内(うち、社外取締役分3,000万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。  
3. 監査役の報酬限度額は、平成20年6月26日開催の第17回定時株主総会において年額7,000万円以内と決議いただいております。

## (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行取締役等との兼任状況および当該法人等と当社との関係
- ・取締役木村政昭氏は、平成22年3月31日現在、三菱商事㈱ヒューマンケア・メディア本部消費者サービスユニットマネージャーでありましたが、平成22年5月1日付で当社の業務執行取締役に就任し、他の法人等における業務執行の兼任は無くなっております。
  - ・取締役竹岡哲朗氏は、住友商事㈱理事ネットワーク事業本部長であります。
  - ・取締役小西紳一郎氏は、三井物産㈱情報産業本部モバイル事業部長であります。
  - ・当社と三井物産㈱、住友商事㈱および三菱商事㈱との間に、重要な取引関係はありません。

- ② 他の法人等の社外取締役等の兼任状況および当該法人等と当社との関係
- ・取締役竹岡哲朗氏は、住商情報システム㈱の社外取締役であります。当社は住商情報システム㈱との間にシステム関連の業務委託等の取引関係があります。
  - ・監査役遠藤元一氏は、アジア航測㈱の社外監査役であります。当社とアジア航測㈱との間に、重要な取引関係はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況
- (ア) 取締役会および監査役会への出席状況

|           | 取締役会          |            | 監査役会          |            |
|-----------|---------------|------------|---------------|------------|
|           | 出席回数<br>/開催回数 | 出席率<br>(%) | 出席回数<br>/開催回数 | 出席率<br>(%) |
| 取締役 木村政昭  | 16/16         | 100.0      | —             | —          |
| 取締役 竹岡哲朗  | 13/13         | 100.0      | —             | —          |
| 取締役 小西紳一郎 | 12/13         | 92.3       | —             | —          |
| 監査役 嶋田正敏  | 16/16         | 100.0      | 13/13         | 100.0      |
| 監査役 力石健   | 15/16         | 93.8       | 13/13         | 100.0      |
| 監査役 遠藤元一  | 15/16         | 93.8       | 13/13         | 100.0      |
| 監査役 若林泰   | 13/13         | 100.0      | 10/10         | 100.0      |

(注) 各社外取締役および各社外監査役の出席回数および出席率は、それぞれの在任期間中に開催された取締役会または監査役会に対する出席回数および出席率を表示しております。

(イ) 発言状況

- ・取締役木村政昭氏、取締役竹岡哲朗氏および取締役小西紳一郎氏は、それぞれ情報通信産業についての見識に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場から、発言を行っております。
- ・監査役嶋田正敏氏は、内部監査、財務、経理に関する経験と知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。  
また、監査役会では、内部監査、財務、経理に関する経験と知識に基づき発言を行っております。
- ・監査役力石健氏は、情報通信産業、内部監査に関する経験と知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。  
また、監査役会では、情報通信産業、内部監査に関する経験と知識に基づき発言を行っております。

- ・ 監査役遠藤元一氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

また、監査役会では、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

- ・ 監査役若林泰氏は、財務、経理に関する経験と知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

また、監査役会では、財務、経理に関する経験と知識に基づき発言を行っております。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役木村政昭氏、取締役竹岡哲朗氏および取締役小西紳一郎氏ならびに監査役遠藤元一氏および監査役若林泰氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する金額としております。

なお、取締役木村政昭氏は、平成22年5月1日付で業務執行取締役となりましたので、同日付で契約は効力を失っております。



## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額

58百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
58百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会が、会社法第340条に定める解任事由に該当すると判断した場合。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保する体制
  - ①法令遵守及び倫理維持(「コンプライアンス」)を業務遂行上の最重要課題の一つとして位置づけ、「コンプライアンス規程」を制定し、全ての役職員に遵守を求める。
  - ②チーフコンプライアンスオフィサー(委員長)を設置し、委員長が選出し任命する委員を構成メンバーとするコンプライアンス委員会を「コンプライアンス委員会規程」に基づき随時開催するとともに、その下部実行組織としてコンプライアンスグループを設置し、コンプライアンス体制の整備と有効性の維持・向上を図る。
  - ③コンプライアンス意識を徹底・向上させるために、役職員を対象とするコンプライアンス研修を整備・充実する。
  - ④コンプライアンスに関する報告・相談ルートは、社外の弁護士及び第三者機関へのものも含め社内外に複数設置する。
  - ⑤コンプライアンス違反者に対しては、「就業規則」に基づく懲戒を含め厳正に対処する。
  - ⑥法令・社内規程・規則等の遵守状況について日常的に相互監視を行うとともに、定期的に監査を行い会社経営に対する影響の評価分析を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制
  - ①取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理につき、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書その他の情報(電磁的記録含む)を「文書管理規程」、「情報システム管理規程」等の社内規程に従って適切に保存及び管理し、必要に応じて保存及び管理状況の検証、規程等の見直しを行う。
  - ②取締役及び監査役は、これらの文書等をその要請に基づき速やかに閲覧できるものとする。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ①事業活動に係る様々なリスクの管理とそれらリスクの顕在化を未然に防止する目的で、リスク情報を収集・分析して予兆の早期発見を行うとともに、リスク発生時には迅速かつ的確な施策が実施できるように、「リスク管理規程」を制定し、リスクの種類に応じ所管責任部署を定めている。また、「リスク管理規程」に基づきリスク管理委員会を定期的に開催し、リスク管理体制の構築、維持、向上を図る。
  - ②各組織の長は、「職務権限規程」等に基づき付与された権限の範囲内で事業を履行し、事業の履行に伴う損失の危険(「リスク」)を管理する。付与された権限を越える事業を行う場合は「職務権限規程」に定める稟議申請・報告手続きを行い、許可された当該事業の履行に係わるリスクを管理する。
  - ③内部監査部は、「内部監査規程」に従い、各本部・支社、部・支店において、法令・定款・諸規程に従って適法かつ適正に業務が行われているかどうかを定期的に監査し、監査結果を社長に報告する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①取締役会は、重要事項を決定するとともに取締役の職務執行が効率的かつ適正に行われているかを監督する。また、取締役の人数を実質的な討議を可能とする最大数以下にとどめる。
  - ②経営会議を設置し、会社経営全般に関する重要な方針や取締役会付議・報告事項等、経営に関わる重要事項について協議を行う。また、経営会議メンバー相互の情報交換を通じて、業務執行上の意思疎通の円滑化を図る。
  - ③執行役員制度：経営における「意思決定並びに業務執行監督」機能と、「業務執行」機能とを分離することにより、取締役会の機能を強化するとともに業務執行の迅速化を図る。執行役員は取締役会により選任され、取締役会が定める責務を遂行する。
  - ④本部・支社及び部・支店を業務執行単位とし、本部長・支社長、部長・支店長に対して「職務権限規程」に基づく一定の権限を付与することで、現場に密着したスピード感のある経営を实践させる。また、本部・支社及び部・支店を採算単位とすることで、本部・支社における経営状況の透明性を確保する。

- ⑤稟議申請・報告制度：職務執行については、職務権限及び業務分掌等の規程に基づき、権限と責任を明確にした権限の委譲を行い、迅速な職務の執行を確保する。権限を越える事項の実施については、管理部門等の専門分野の見地から審議の上、規程に定められた決裁を受ける。必要に応じて規程および稟議申請・報告手続き等の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制の構築、維持、向上を図る。
- (5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①子会社の自律経営を原則とした上で、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業と最も関係が深い事業を担当する本部・部支店等が所轄責任部署となり、子会社の経営状況を把握し、適切な連結経営体制を構築・維持するとともに、「関係会社管理規程」に基づく事項及び「内部監査規程」に基づく監査の結果について報告を求める。また、出資者として適切な意思表示を子会社の経営者に対して行う。
- ②グループ企業全体としてのコンプライアンス体制構築と運用を行い、必要に応じて外部の法律事務所にアドバイスを受ける体制を整備する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役が監査役の職務を補助する使用人を必要とする場合、代表取締役に対して監査業務を補助するのに必要な知識・能力を具備した職員を配置することを要請できるものとする。
- (7) 前号の使用人の取締役会からの独立性に関する事項
- 前号により配置される職員に対する指揮命令権は監査役にあり、取締役会からの指揮命令は受けないものとする。又前号により配置される職員の独立性を確保するため、当該使用人の人事評価や人事異動、懲戒等に関しては、代表取締役が常勤監査役の同意を得た上で決定する。

- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は、取締役会、経営会議、執行役員会、及びその他の重要な会議に出席することができる。
  - ② 監査役は、重要関係書類等の閲覧及び当該資料の提出を要求できる。
  - ③ 監査役は、随時必要に応じ、取締役、執行役員ならびに執行部側からの報告を受けることができる。
  - ④ 監査役は、子会社の往査ならびに子会社の監査役との日頃の連携を通して、子会社管理の状況の監査を行う。
  - ⑤ 取締役及び使用人は、以下の事態については、監査役会または監査役会が指名する監査役（以下、「特定監査役」）に対して、報告を行う。
    - ・ 会社に著しい損害や重大なコンプライアンス違反が発生した場合および発生のおそれがある場合
    - ・ 特定監査役が報告を求めた事項、その他監査上必要と判断される事項（例、後発事象）
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
- ① 取締役は、監査役職責等を明確にした監査役監査基準を熟知し、監査役監査の重要性等を十分認識する。また、監査の環境整備を行う。
  - ② 監査役は、内部監査部と緊密な連携を保ち、内部監査部より内部監査の計画および結果について適時報告を受け、効率的な監査に資する。
  - ③ 監査役は、会計監査人との定期的会合の開催や期末実地監査への立会い等を通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図ると共に、監査活動の効率化、質的向上に努める。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針  
当社としては重要な事項と認識しており、継続的に検討をしておりますが、現状の株式分布状況を鑑みて、現時点での防衛策の導入はしておりません。

## 貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目      | 金 額     | 科 目           | 金 額     |
|----------|---------|---------------|---------|
| (資産の部)   |         | (負債の部)        |         |
| 流動資産     | 128,007 | 流動負債          | 111,736 |
| 現金及び預金   | 1,465   | 買掛金           | 65,681  |
| 売掛金      | 72,882  | 短期借入金         | 10,500  |
| 商品       | 35,363  | 一年以内返済予定長期借入金 | 9,328   |
| 貯蔵品      | 74      | 未払金           | 21,553  |
| 前渡金      | 17      | 未払費用          | 177     |
| 前払費用     | 609     | 未払法人税等        | 2,938   |
| 繰延税金資産   | 1,355   | 預り金           | 148     |
| 未収入金     | 16,171  | 前受収益          | 39      |
| その他      | 104     | 賞与引当金         | 1,249   |
| 貸倒引当金    | △37     | 短期解約損失引当金     | 114     |
| 固定資産     | 19,383  | その他           | 5       |
| 有形固定資産   | 3,121   | 固定負債          | 4,593   |
| 建物       | 1,537   | 長期借入金         | 3,344   |
| 構築物      | 139     | 長期未払金         | 57      |
| 車両運搬具    | 0       | 退職給付引当金       | 447     |
| 器具及び備品   | 1,090   | その他           | 744     |
| 土地       | 353     | 負債合計          | 116,329 |
| 無形固定資産   | 9,702   | (純資産の部)       |         |
| のれん      | 8,824   | 株主資本          | 30,974  |
| ソフトウェア   | 766     | 資本金           | 3,098   |
| 借地権      | 28      | 資本剰余金         | 5,585   |
| 電話加入権    | 16      | 資本準備金         | 5,585   |
| その他      | 65      | 利益剰余金         | 22,290  |
| 投資その他の資産 | 6,559   | 利益準備金         | 17      |
| 投資有価証券   | 383     | その他利益剰余金      |         |
| 長期貸付金    | 72      | 繰越利益剰余金       | 22,272  |
| 破産更生債権等  | 45      | 評価・換算差額等      | 86      |
| 長期前払費用   | 62      | その他有価証券評価差額金  | 86      |
| 繰延税金資産   | 1,145   | 純資産合計         | 31,061  |
| 敷金       | 4,244   | 負債純資産合計       | 147,390 |
| 建設協力金    | 377     |               |         |
| その他      | 282     |               |         |
| 貸倒引当金    | △54     |               |         |
| 資産合計     | 147,390 |               |         |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

（平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで）

（単位：百万円）

| 科 目          | 金       | 額       |
|--------------|---------|---------|
| 売 上 高        |         |         |
| 商品売上高        | 310,319 |         |
| 受取手数料        | 255,737 | 566,057 |
| 売 上 原 価      |         |         |
| 商品売上原価       | 335,832 |         |
| 支払手数料        | 168,335 | 504,167 |
| 売 上 総 利 益    |         | 61,890  |
| 販売費及び一般管理費   |         | 46,697  |
| 営業利益         |         | 15,193  |
| 営業外収益        |         |         |
| 受取利息         | 6       |         |
| 受取配当金        | 3       |         |
| 受取補償料        | 9       |         |
| 受取家賃         | 8       |         |
| 助成金収入        | 8       |         |
| 受取保険料        | 7       |         |
| その他          | 29      | 72      |
| 営業外費用        |         |         |
| 支払利息         | 263     |         |
| その他          | 33      | 297     |
| 経常利益         |         | 14,968  |
| 特別利益         |         |         |
| 固定資産売却益      | 3       |         |
| 過年度還付消費税等    | 58      |         |
| 退職給付制度終了益    | 12      |         |
| 貸倒引当金戻入益     | 4       | 77      |
| 特別損失         |         |         |
| 固定資産売却損      | 2       |         |
| 固定資産除却損      | 21      |         |
| 減損損失         | 87      |         |
| 関係会社清算損      | 83      |         |
| 投資有価証券評価損    | 4       | 199     |
| 税引前当期純利益     |         | 14,847  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 6,482   |         |
| 法人税等調整額      | 229     | 6,711   |
| 当期純利益        |         | 8,135   |

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

|           |        |
|-----------|--------|
| 株主資本      |        |
| 資本金       |        |
| 前期末残高     | 3,098  |
| 当期変動額     |        |
| 新株の発行(注1) | 0      |
| 当期変動額合計   | 0      |
| 当期末残高     | 3,098  |
| 資本剰余金     |        |
| 資本準備金     |        |
| 前期末残高     | 5,584  |
| 当期変動額     |        |
| 新株の発行(注1) | 0      |
| 当期変動額合計   | 0      |
| 当期末残高     | 5,585  |
| 資本剰余金合計   |        |
| 前期末残高     | 5,584  |
| 当期変動額     |        |
| 新株の発行     | 0      |
| 当期変動額合計   | 0      |
| 当期末残高     | 5,585  |
| 利益剰余金     |        |
| 利益準備金     |        |
| 前期末残高     | 17     |
| 当期変動額     |        |
| 当期変動額合計   | -      |
| 当期末残高     | 17     |
| その他利益剰余金  |        |
| 繰越利益剰余金   |        |
| 前期末残高     | 17,211 |
| 当期変動額     |        |
| 剰余金の配当    | △3,074 |
| 当期純利益     | 8,135  |
| 当期変動額合計   | 5,061  |
| 当期末残高     | 22,272 |
| 利益剰余金合計   |        |
| 前期末残高     | 17,228 |
| 当期変動額     |        |
| 剰余金の配当    | △3,074 |
| 当期純利益     | 8,135  |
| 当期変動額合計   | 5,061  |
| 当期末残高     | 22,290 |



(単位：百万円)

|                     |               |
|---------------------|---------------|
| 株主資本合計              |               |
| 前期末残高               | 25,912        |
| 当期変動額               |               |
| 新株の発行(注1)           | 0             |
| 剰余金の配当              | △3,074        |
| 当期純利益               | 8,135         |
| 当期変動額合計             | <u>5,062</u>  |
| 当期末残高               | <u>30,974</u> |
| 評価・換算差額等            |               |
| その他有価証券評価差額金        |               |
| 前期末残高               | 34            |
| 当期変動額               |               |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 52            |
| 当期変動額合計             | <u>52</u>     |
| 当期末残高               | <u>86</u>     |
| 評価・換算差額等合計          |               |
| 前期末残高               | 34            |
| 当期変動額               |               |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 52            |
| 当期変動額合計             | <u>52</u>     |
| 当期末残高               | <u>86</u>     |
| 純資産合計               |               |
| 前期末残高               | 25,946        |
| 当期変動額               |               |
| 新株の発行(注1)           | 0             |
| 剰余金の配当              | △3,074        |
| 当期純利益               | 8,135         |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 52            |
| 当期変動額合計             | <u>5,114</u>  |
| 当期末残高               | <u>31,061</u> |

(注1) 新株予約権(ストックオプション)の権利行使によるものです。

(注2) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

・ 其他有価証券

・ 時価のあるもの

決算日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・ 商品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・ 貯蔵品

先入先出法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び、直営ショップの建物附属設備及び器具及び備品については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～20年

器具及び備品 2年～10年

##### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

のれん 3～10年

ソフトウェア 5年

##### ③ リース資産

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

##### ③ 短期解約損失引当金

当社及び販売代理店経由で加入申込受付をした携帯電話契約者が短期解約をした場合に、当社と代理店委託契約を締結している電気通信事業者に対して返金すべき手数料の支払に備えるため、返金実績額に基づき、短期解約に係る手数料の返金見込額を計上しております。

##### ④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法により、期末自己都合要支給額を計上しております。

なお、当社は、前事業年度まで原則法により退職給付債務を算定し退職給付引当金を計上していましたが、当事業年度に退職金規程を改定し、前払退職金制度を導入したことに伴い、退職一時金の新たな積み増しが行われなくなったこと、及び退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度への移行が行われ、退職給付債務の金額に重要性がなくなったため、当事業年度から簡便法により退職給付引当金を計上しております。この結果、従来と同一の方法によった場合と比較して、退職給付引当金（残高）及び販売費及び一般管理費が10百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が同額増加しております。また、確定拠出年金制度への移行に伴い、退職給付制度終了益12百万円を特別利益に計上しております。

- (4) 消費税等の会計処理  
税抜方式を採用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,078百万円  
 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。
- (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- ① 短期金銭債権 96百万円
- ② 短期金銭債務 35百万円
- (3) 取締役に対する金銭債務 23百万円  
 長期金銭債務

3. 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
- 営業取引による取引高
- ① 売上高 510百万円
- ② 仕入高 163百万円
- ③ 販売費及び一般管理費 94百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 前事業年度末の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 512,367株   | 28株        | 一株         | 512,395株   |

(注) 発行済株式の総数の増加は新株予約権（ストック・オプション）の行使による新株の発行（28株）によるものであります。

- (2) 剰余金の配当に関する事項

- ① 配当支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日       |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|-------------|
| 平成21年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 1,537           | 3,000           | 平成21年3月31日 | 平成21年6月26日  |
| 平成21年11月13日<br>取締役会  | 普通株式  | 1,537           | 3,000           | 平成21年9月30日 | 平成21年12月11日 |

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度末後となるもの

平成22年6月24日開催の第19回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 配当の<br>原資 | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------------|-----------|-----------------|------------|------------|
| 平成22年6月24日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 1,537           | 利益剰余金     | 3,000           | 平成22年3月31日 | 平成22年6月25日 |

- (3) 新株予約権の目的となる当該株式会社の株式の数
- ① 第1回新株予約権（平成15年2月13日臨時株主総会決議）  
普通株式 368株
  - ② 第3回新株予約権（平成16年6月25日定時株主総会決議）  
普通株式 1,678株
  - ③ 第4回新株予約権（平成17年6月28日定時株主総会決議）  
普通株式 2,222株

#### 5. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金および未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であります。

##### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

|             | 貸借対照表<br>計上額（※） | 時価（※）    | 差額（※）  |
|-------------|-----------------|----------|--------|
| ① 現金及び預金    | 1,465           | 1,465    | —      |
| ② 売掛金       | 72,882          | 72,882   | —      |
| ③ 未収入金      | 16,171          | 16,171   | —      |
| ④ 投資有価証券    |                 |          |        |
| その他有価証券（注1） | 243             | 243      | —      |
| ⑤ 敷金        | 4,244           | 3,081    | △1,163 |
| ⑥ 買掛金       | (65,681)        | (65,681) | —      |
| ⑦ 未払金       | (21,553)        | (21,553) | —      |
| ⑧ 短期借入金     | (10,500)        | (10,500) | —      |
| ⑨ 未払法人税等    | (2,938)         | (2,938)  | —      |
| ⑩ 長期借入金（注2） | (12,672)        | (12,681) | (9)    |

（※）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 非上場株式(貸借対照表計上額140百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、その他投資有価証券には含めておりません。

(注2) 一年以内返済予定長期借入金を含んでおります。

※ 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

① 現金及び預金、② 売掛金および③ 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

⑤ 敷金

これらの時価については、その将来のキャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

⑥ 買掛金、⑦ 未払金、⑧ 短期借入金および⑨ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑩ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                |          |
|----------------|----------|
| 繰延税金資産         |          |
| 賞与引当金          | 627百万円   |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額 | 27百万円    |
| 棚卸資産評価損        | 29百万円    |
| 未払事業税及び事業所税    | 229百万円   |
| 移動体端末販売先行損失    | 28百万円    |
| 減価償却超過額        | 790百万円   |
| 退職給付引当金        | 182百万円   |
| 短期解約損失引当金      | 46百万円    |
| その他            | 599百万円   |
| 繰延税金資産合計       | 2,562百万円 |
| 繰延税金負債         |          |
| その他有価証券評価差額金   | △62百万円   |
| 繰延税金負債合計       | △62百万円   |
| 繰延税金資産の純額      | 2,500百万円 |

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額及び期末残高相当額

|        | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 減損損失累計額相当額 | 期末残高相当額 |
|--------|---------|------------|------------|---------|
| 車両運搬具  | 3百万円    | 1百万円       | －百万円       | 1百万円    |
| 器具及び備品 | 18百万円   | 17百万円      | －百万円       | 0百万円    |
| 合計     | 21百万円   | 19百万円      | －百万円       | 2百万円    |

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

- (2) 未経過リース料期末残高相当額等

|     |      |
|-----|------|
| 1年内 | 1百万円 |
| 1年超 | 0百万円 |
| 合計  | 2百万円 |

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

- (3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額及び減価償却費相当額

|               |      |
|---------------|------|
| 支払リース料        | 4百万円 |
| リース資産減損勘定の取崩額 | －百万円 |
| 減価償却費相当額      | 4百万円 |

- (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### 8. 1株当たり情報に関する注記

|                |            |
|----------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 60,619円37銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 15,878円52銭 |

#### 9. 減損損失に係る注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場 所 | 用 途        | 種 類           | 減損損失<br>(百万円) |
|-----|------------|---------------|---------------|
| 店 舗 | 直営ショップ店舗設備 | 建物・構築物・器具及び備品 | 83            |
| 事業所 | 支店設備・事務所設備 | 建物・器具及び備品     | 3             |

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として直営ショップ店舗を基本単位とし、共有資産については、共用資産を含む支社事業所・支店事業所単位で資産のグルーピングを行っております。

直営ショップ店舗及び支店・事業所のうち、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっているものについて、減損処理の要否を検討し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（87百万円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物25百万円、構築物9百万円、器具及び備品35百万円、土地15百万円、のれん1百万円であります。

なお、直営ショップ店舗及び支店・事業所に係る資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、土地及び建物の一部については固定資産税評価額を基本に算定しており、その他の資産については、売却が困難であるためゼロとしております。



## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成22年5月6日

株式会社ティーガイア  
取締役会 御中

#### 有限責任監査法人トーマツ

|                    |       |                   |
|--------------------|-------|-------------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 松岡幸秀 <sup>Ⓔ</sup> |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 布施伸章 <sup>Ⓔ</sup> |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 福田充男 <sup>Ⓔ</sup> |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ティーガイアの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、監査役会で審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月13日

株式会社ティーガイア 監査役会

常勤監査役 嶋田正敏 ⑩

常勤監査役 力石健 ⑩

監査役 遠藤元一 ⑩

監査役 若林泰 ⑩

(注) 監査役嶋田正敏、監査役力石健、監査役遠藤元一及び監査役若林泰は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営上の重要課題と考えております。

期末配当につきましては、当期の業績および将来の事業展開等を勘案して行うこととしております。

当期の期末配当は、予算を達成できたことに加え、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため500円の増配を実施し、1株あたり3,000円とさせていただきます。

##### ① 配当財産の種類

金銭

##### ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金3,000円

配当総額1,537,185,000円

なお、当期は1株につき金3,000円の間配当金をお支払いしておりますので、これを合わせた年間配当金額は1株につき金6,000円となります。

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成22年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の多様化に対応するため、現行定款第2条の事業目的を全面的に見直し、追加・変更するものであります。
- (2) 取締役会の招集権者および議長を変更するため、現行定款第21条を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| (目的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。                                                                                                                                                                                                                   | (目的)<br>第2条 (現行どおり) |
| <u>(1) 電気通信事業法に基づく通信回線利用加入者の募集及びその利用権の販売促進に関する代理店業</u>                                                                                                                                                                                             | (削 除)               |
| <u>(2) 情報処理サービス及び情報提供サービス業</u>                                                                                                                                                                                                                     | (削 除)               |
| <u>(3) 電気通信機器及びその部品の保守、点検及び修理</u>                                                                                                                                                                                                                  | (削 除)               |
| <u>(4) 次の商品に関する輸出入業、販売業、買取業、販売代理店業並びに賃貸業</u><br><u>但し、買取業及び賃貸業についてはニ、</u><br><u>の商品とする。</u><br><u>イ、食品、清涼飲料水</u><br><u>ロ、プリペイドカード、商品券、映画・演劇・コンサート等のチケット</u><br><u>ハ、織物、衣料用繊維製品</u><br><u>ニ、家庭用電気機械器具、電気通信・輸送機械器具、工作機械器具、コンピューター及び周辺機器並びにこれらの部品</u> | (削 除)               |
| <u>(5) クレジットカード契約の取次及び斡旋</u>                                                                                                                                                                                                                       | (削 除)               |
| <u>(6) 商品展示会、講演会等催事の企画、運営</u>                                                                                                                                                                                                                      | (削 除)               |
| <u>(7) 宣伝、広告代理業</u>                                                                                                                                                                                                                                | (削 除)               |
| <u>(8) 録音、録画物の制作及び販売業務</u>                                                                                                                                                                                                                         | (削 除)               |

| 現 行 定 款                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (9) 市場調査業務              | (削 除)                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| (10) 労働者派遣事業            | (削 除)                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| (11) 倉庫業、運送取扱業及びそれらの代理業 | (削 除)                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| (12) 前各号に係るコンサルタント業     | (削 除)                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| (13) 前各号に付帯する一切の事業      | (削 除)                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| (新 設)                   | (1) <u>電気通信事業、テレビ・ラジオ放送業、番組供給業及びそれらの代理業</u>                                                                                                                                                                                                                                                     |
| (新 設)                   | (2) <u>情報処理サービス及び情報提供サービス業及びそれらの代理業</u>                                                                                                                                                                                                                                                         |
| (新 設)                   | (3) <u>電気通信設備・機器及びそれらの部品の保守、点検、修理</u>                                                                                                                                                                                                                                                           |
| (新 設)                   | (4) <u>次の商品に関する輸出入業、販売業、販売代理店業並びに賃貸業</u><br>イ. <u>家庭用電気機械器具、電気通信・輸送機械器具、医療用機械器具、工作機械器具、事務用機器、光学機器、発電機器、コンピューター</u><br>ロ. <u>教育機器、スポーツ用具、玩具、遊戯器具</u><br>ハ. <u>食品、清涼飲料水</u><br>ニ. <u>電子マネー、プリペイドカード、商品券、映画・演劇・コンサート等のチケット</u><br>ホ. <u>織物、衣料用繊維製品</u><br>ヘ. <u>上記イ. からホ. に付帯関連する器具・機械及びそれらの部品</u> |
| (新 設)                   | (5) <u>古物の売買・斡旋</u>                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| (新 設)                   | (6) <u>クレジットカード契約の取次及び斡旋</u>                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| (新 設)                   | (7) <u>損害保険業、損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基く保険代理業及び生命保険の募集</u>                                                                                                                                                                                                                                            |
| (新 設)                   | (8) <u>商品展示会、講演会等催事の企画、運営</u>                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| (新 設)                   | (9) <u>宣伝業、広告業及びそれらの代理業</u>                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| (新 設)                   | (10) <u>旅行業、旅行業者代理業、旅館業、並びに観光・レジャー、スポーツ、医療、教育の各施設及び飲食店の経営</u>                                                                                                                                                                                                                                   |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>                                                    | <p>(11) <u>出版物、印刷物、録音・録画物の制作・販売及びレンタル業務</u></p> <p>(12) <u>市場調査業務</u></p> <p>(13) <u>労働者派遣事業及び有料職業紹介事業</u></p> <p>(14) <u>工業所有権、著作権その他の無体財産権及びノウハウ、ソフトウェア等の取得、開発、保守、利用、処分、仲介</u></p> <p>(15) <u>倉庫業、運送取扱業及びそれらの代理業</u></p> <p>(16) <u>経営合理化、企業再生等に関する業務</u></p> <p>(17) <u>投資及び融資に関する業務</u></p> <p>(18) <u>前各号に係るコンサルタント業</u></p> <p>(19) <u>前各号に付帯する一切の事業</u></p> |
| <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役会長に事故があるときは、取締役社長が、</u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> | <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>                                                                                                                                                                                                            |

第3号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）は任期満了となります。

事業環境の変化に即応し、取締役会においてより機動的に意思決定が行えるよう取締役を2名減員することと致したく、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)        | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社株式の数 |
|-------|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 木村政昭<br>(昭和36年8月8日) | 昭和60年4月 三菱商事㈱入社<br>平成14年10月 同社通信・放送本部通信ソリューション事業ユニットマネージャー<br>平成15年3月 ㈱エム・エス・コミュニケーションズ取締役<br>平成16年4月 三菱商事㈱ICT事業本部携帯電話事業ユニットマネージャー<br>平成20年4月 同社メディア・コンシューマー事業本部コマース事業ユニットマネージャー<br>平成20年10月 当社取締役<br>平成21年4月 三菱商事㈱ヒューマンケア・メディア本部消費者サービスユニットマネージャー<br>平成22年5月 当社取締役社長付（現任）                                 | 10株        |
| 2     | 清原良高<br>(昭和24年9月5日) | 昭和47年4月 三井物産㈱入社<br>平成5年4月 同社鉄鋼貿易本部鋼管貿易部鋼管第一グループ主席<br>平成9年12月 当社取締役移動体通信事業部長<br>平成13年4月 当社取締役モバイル事業本部長<br>平成15年4月 当社に転籍、取締役モバイル事業本部長<br>平成15年7月 当社常務取締役モバイル事業本部長<br>平成18年10月 当社常務取締役営業本部長<br>平成19年6月 当社取締役専務執行役員営業本部長<br>平成20年10月 当社代表取締役副社長執行役員営業第一本部長（兼）法人営業本部長<br>平成21年10月 当社代表取締役副社長執行役員モバイル営業統括本部長（現任） | 123株       |



| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)         | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社株式の数 |
|-------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | 片山文平<br>(昭和29年2月16日) | 昭和51年4月 住友商事㈱入社<br>平成13年4月 同社ネットワーク事業本部情報通信事業部長<br>平成16年7月 ㈱エム・エス・コミュニケーションズ取締役<br>平成17年8月 住友商事㈱モバイル&ブロードバンドビジネス事業部長<br>平成20年10月 同社ネットワーク事業本部長補佐<br>平成21年7月 当社専務執行役員<br>平成21年10月 当社に転籍、専務執行役員東日本支社長(現任)                                                                     | 31株        |
| 4     | 竹岡哲朗<br>(昭和26年1月19日) | 昭和49年4月 住友商事㈱入社<br>平成10年7月 ジュピターゴルフネットワーク㈱代表取締役社長<br>平成12年7月 住友商事㈱映像メディア事業部長<br>平成14年4月 ㈱ジュピターテレコム企画担当部長<br>平成15年1月 ㈱ジュピター・プログラミング代表取締役社長<br>平成18年4月 住友商事㈱理事<br>平成19年7月 SCメディアコム㈱代表取締役社長<br>平成21年4月 住友商事㈱理事ネットワーク事業本部長(現任)<br>平成21年4月 SCメディアコム㈱代表取締役会長<br>平成21年6月 当社取締役(現任) | 一株         |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5     | 有吉純夫<br>(昭和26年10月11日) | 昭和49年4月 三菱商事(株)入社<br>平成4年6月 エム・シー・メディカル(株)代表取締役社長<br>平成14年1月 (株)アプリア代表取締役社長<br>平成15年10月 三菱商事(株)ヒューマンケア事業本部ヘルスケア事業ユニットマネージャー<br>平成18年4月 同社執行役員ヒューマンケア事業本部長(兼)ヘルスケア事業ユニットマネージャー<br>平成19年4月 同社執行役員ヒューマンケア事業本部長<br>平成19年8月 同社執行役員ヒューマンケア事業本部長(兼)メディアコンシューマー事業本部長<br>平成19年12月 (株)エム・エス・コミュニケーションズ取締役<br>平成21年4月 三菱商事(株)執行役員ヒューマンケア・メディア本部長<br>平成22年4月 同社執行役員ヘルスケア・流通サービス本部長(現任) | 一株         |
| 6     | 岡崎靖<br>(昭和33年9月14日)   | 昭和56年4月 三井物産(株)入社<br>平成11年7月 米国三井物産(株)ニューヨーク本店情報産業課General Manager<br>平成17年4月 三井物産(株)情報産業本部モバイル事業部事業推進室長<br>平成19年4月 同社情報産業本部ICTサービス事業部新事業室長<br>平成21年4月 同社情報産業本部ICTマーケティング事業部長<br>平成22年6月 同社情報産業本部インターネット事業部長(現任)                                                                                                                                                           | 一株         |

- (注) 1. 木村政昭氏は、平成22年6月24日付で当社へ転籍する予定であります。
2. 竹岡哲朗氏、有吉純夫氏および岡崎靖氏は、社外取締役候補者であります。
3. 竹岡哲朗氏、有吉純夫氏および岡崎靖氏は、情報通信産業についての深い見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にあることから、社外取締役として当社の経営に資するところが大きいと判断し、社外取締役の候補者としております。
4. 竹岡哲朗氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
5. 竹岡哲朗氏が平成17年7月から平成19年7月まで非常勤監査役に就任しておりましたジュピターショップチャンネル(株)は、同社が販売した消臭用ステンレス商品について、平成19年2月、公正取引委員会から不当景品類および不当表示防止法違反による排除命令を受けております。
- 同氏は、非常勤監査役として、同社において適切な対応（全国紙2紙に事態を公示の上、返品・返金を受付。加えて再発防止策を策定）が取られたことを確認いたしました。
- 同氏が平成19年7月から平成21年6月まで非常勤取締役役に就任しておりましたジュピターショップチャンネル(株)は、同社が販売した抗菌保存容器について、平成21年5月、公正取引委員会から不当景品類および不当表示防止法違反による排除命令を受けております。
- 同氏は、非常勤取締役として、同社において適切な対応（全国紙2紙に事態を公示の上、返品・返金を受付。加えて再発防止策を策定）を取ることを決定し、対応が実施されたことを確認いたしました。
6. 当社は竹岡哲朗氏との間で責任限定契約を締結しております。
- 同氏の取締役再任が承認された場合、当該契約は引続き効力を有します。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する金額であります。
7. 当社は、有吉純夫氏および岡崎靖氏の取締役選任が承認された場合、両氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する金額とする予定であります。
8. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役若林泰氏は辞任されますので、その補欠の監査役として赤須修一郎氏の選任をお願いするものであります。

補欠選任された監査役の任期は、当社定款の規定により、前任者の任期の満了時までとなります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社株式の数 |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 赤須修一郎<br>(昭和35年9月27日) | 昭和58年4月 三菱商事㈱入社<br>平成3年12月 Konica Business Machines Italia<br>S.P.A取締役CFO<br>平成7年6月 ㈱アステル九州企画部<br>平成12年4月 三菱商事㈱情報産業グループCEO<br>オフィス<br>平成19年4月 同社ヒューマンケア事業本部戦略企画室長<br>平成20年4月 同社イノベーションセンター戦略企画室長<br>平成22年4月 同社ヘルスケア・流通サービス本部<br>戦略企画室長(現任) | 一株         |

- (注) 1. 赤須修一郎氏は、社外監査役候補者であります。
2. 赤須修一郎氏は、情報通信産業に関する豊富な経験と知識を有し、当社の社外監査役にふさわしいと判断し、社外監査役の候補者としております。
3. 当社は、赤須修一郎氏の監査役選任が承認された場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。  
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する金額とする予定であります。
4. 監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

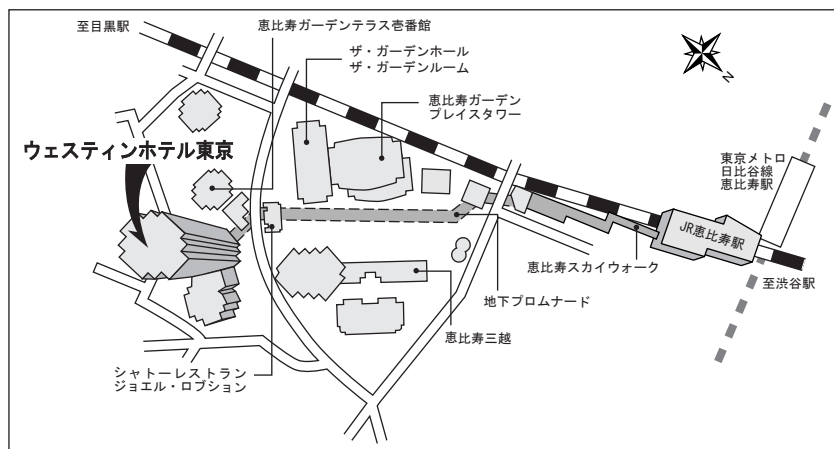
以上

## 株主総会会場ご案内図

東京都目黒区三田一丁目4番1号（恵比寿ガーデンプレイス内）

ウェスティンホテル東京 地下1階 「楓の間」

電話 (03)5423-7000（代表）



### （会場への交通機関）

#### ●JR「恵比寿駅」下車

東口より「恵比寿スカイウォーク」（動く歩道）経由で約15分

#### ●東京メトロ日比谷線「恵比寿駅」下車

1番出口（JR方面）より「恵比寿スカイウォーク」（動く歩道）  
経由で約18分

◎屋根付きの「恵比寿スカイウォーク」終点から上記ご案内図中で点線で示した地下プロムナードを経由することにより、傘などを使用せずにご来場いただくことができます。

◎お車でのご来場は、当日、道路渋滞の可能性がありますので、ご遠慮いただきますようお願い申し上げます。